

白石市災害時通訳ボランティア設置要領

(目的)

第1 市は、市内で災害が発生し、市内に在住する日本語が不自由な外国籍の市民及び外国からの観光者(以下「外国籍市民等」という。)が被災した際に、その言葉の壁を取り払い必要な支援を行うため、白石市災害時通訳ボランティア(以下「通訳ボランティア」という。)を設置することとし、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2 市は、この事業を実施するにあたり、次の事項を行う。

- (1) 通訳ボランティアの募集
- (2) 通訳ボランティアの登録
- (3) 通訳ボランティアに対する研修派遣
- (4) 通訳ボランティアの避難所等への派遣要請
- (5) その他、この事業に関し必要な業務

(市が負担する経費)

第3 市は、事業実施のために要する次の経費を負担する。

- (1) 研修会派遣に要する経費
- (2) 通訳ボランティアの避難所等への派遣に要する経費
- (3) 通訳ボランティアのボランティア保険の加入に要する経費
- (4) その他、この事業に関し必要な経費

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

白石市災害時通訳ボランティア設置要領運用ガイドライン

制度に関する基本事項

1 趣旨

市内に暮らす外国籍市民または外国からの観光者（以下「外国籍市民等」という。）は日本の生活に不慣れなばかりでなく、コミュニケーションを図る上で重要な「ことば」に不自由な方が見受けられます。一方、近い将来の発生が確実視されている宮城県沖地震への備えも大変重要な課題となっており、「外国人の暮らしやすい環境づくり」の一つとして、市内での災害発生に備えた人的資源の確保と、「ことば」の壁を取り払い外国籍市民等が安心して生活を営むことの一助となることを目的として、市民ボランティアを広く募集し「災害時通訳ボランティア」（以下「通訳ボランティア」という。）として登録し、通訳・翻訳をとおして支援を行う制度として運用するものである。

なお、このガイドラインは、「白石市災害時通訳ボランティア設置要領」（以下「要領」という。）に定めるもののほか、運用に関し必要な事項を定めるものである。

2 「災害時」の範囲

この要領で言う「災害」とは、市に災害対策基本法に定める災害対策本部が設置される災害とし、「災害の期間」とは前述の災害対策本部が設置されている期間とする。ただし、市が通訳ボランティアの活動を必要と認める場合は、この限りではない。

3 通訳ボランティアの活動

- (1) 災害時・・・市からの依頼に基づき、避難所等で通訳・翻訳業務に従事
- (2) 平常時・・・市が行う防災訓練への参加のほか、日頃から防災知識の習得や外国籍市民への対応技術の研鑽を行う

4 通訳ボランティアの活動依頼者

市災害対策本部とする。

通訳ボランティアに関する事項

5 通訳ボランティアの応募資格

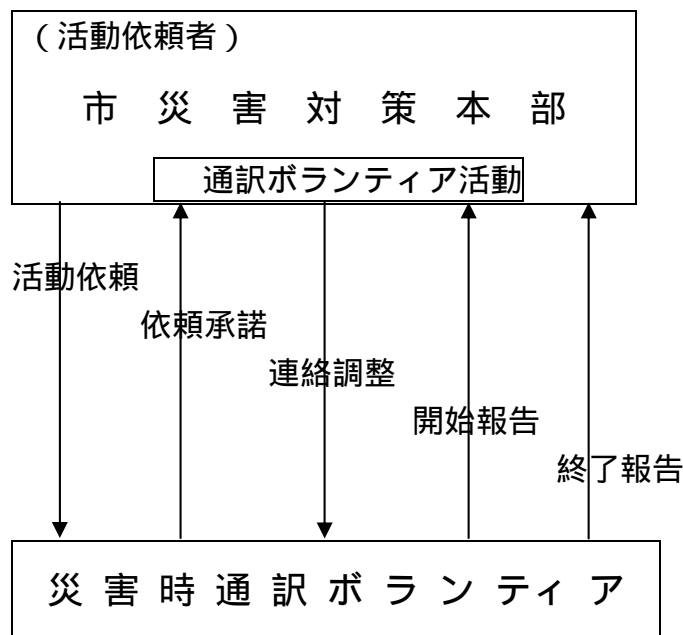
- (1) 市内に在住している方（国籍は問わない。）
- (2) 原則として、満20歳以上の方

- (3) 日本語を母語としている方は他言語で、日本語以外を母語とする方は日本語で、それぞれ実用会話ができる程度の語学力を有する方

6 通訳ボランティアの費用弁償

災害時に派遣要請を受け活動を行った通訳ボランティアに対し、市は派遣に要する経費（交通費、食費、宿泊費等の実費（現物支給を含む。))の全部または一部を支給する。

7 通訳ボランティア活動フロー



災害現場に出向いて行う活動のほか、市災害対策本部において、避難所からの要請に基づき、電話やファクシミリ等を利用した通訳・翻訳支援業務も活動に含まれる。

8 活動依頼者の留意事項

依頼者が活動依頼を行う場合には、通訳ボランティアの活動を円滑なものとするために、次の事項に留意すること。

(1) 依頼時の留意事項

活動依頼を行う場合は、次の事項をあらかじめ整理・確認し、ファクシミリ等を活用して連絡すること。なお、その際、可能な限り時間に余裕を持って依頼すること。

必要言語 / 活動開始希望時間 / 活動予定場所 / 活動希望時間 / 現場での担当職員の氏名（電話番号等含む） / その他活動を行う上で必要な事項
--

(2) 現場での留意事項

通訳ボランティアに対し、活動依頼内容をわかりやすく説明すること。

通訳ボランティアは、通訳対象者の「付添い」の通訳者ではないことを認識し、他の一般ボランティアと混同することのないよう、できるだけ配慮すること。

通訳ボランティアの個人情報（住所、電話番号等）は、通訳対象者や第三者には絶対に漏らさないこと。

通訳ボランティアの行う通訳・翻訳に当たっては、市及び通訳ボランティアは司法上の責めは負わないものであること。

通訳ボランティアに損害等を与えた場合は、誠意を持って対応すること。

通訳ボランティア活動に関する事項

9 通訳ボランティア活動の留意事項

通訳ボランティアの活動は、原則として、活動依頼者の指定する場所及び職員の指示事項を、外国籍市民等に対して、通訳及び翻訳する業務（以下「通訳等」という。）を通じて支援することとする（「付添い」での支援活動は行わない。）。

なお、実際の活動に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 活動前の留意事項

市災害対策本部からの活動依頼があった場合は、内容を確認し、速やかに諾否を決定すること。

(2) 活動現場での留意事項

現場に到着し活動に入る前に、市災害対策本部へ電話等で活動開始の連絡をすること。

通訳等の作業は正確に行うこと。

分からないことは分からないと相手に伝えること。

通訳等に当たっては、司法上の責めは負えないことを依頼者や通訳の相手に伝えること。

通訳等の活動に関し、疑問や問題が生じた場合には、市災害対策本部

に問い合わせること。

(3) 活動終了後の留意事項

通訳ボランティア活動が終了したら、市災害対策本部へ電話等で報告すること。

通訳ボランティア活動終了後、他の一般ボランティア活動を行うことは差し支えないが、その活動に関しては自己の責任で行うこと。なお、その場合は、速やかに市災害対策本部へ電話等でその旨を報告すること。

(4) その他の留意事項

市は、市が依頼した通訳ボランティアの活動中の事故等に備えて保険に加入するが、保険の対象外のとなる事故等については、通訳ボランティアの自己責任において解決すること。

通訳ボランティアは、その活動において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

通訳ボランティア登録票の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに、市民生部生活環境課交通防災係に連絡すること。

このガイドラインは、平成 19 年 5 月 1 日から適用する。

災害時通訳ボランティア活動に関する問い合わせ先

【連絡先】

白石市民生部生活環境課（交通防災係）

電話：0224-22-1314

FAX：0224-22-1316

E-mail：seikatsu@city.shiroishi.miyagi.jp

（〒989-0292 白石市大手町1番1号 白石市役所1階）